

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）に係る面談
2. 日時：令和2年8月7日（金）13時30分～14時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、宇野室長補佐、市森係員
福島第一原子力規制事務所
木村（隆）原子力防災専門官、坂本原子力運転検査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）に係る前回面談での原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画の「放射性廃棄物処理設備に関する」から「放射性廃棄物管理に関する」への記載変更については、運転操作を行う委託業務が、放射性廃棄物処理設備に限らず多核種除去設備や雑固体廃棄物焼却設備等の他の設備においても実施する予定であることから、現行の実施計画で下部マニュアルに位置付けて担当するグループマネージャー（GM）が行っている保安教育に関する確認行為を、本変更申請に合わせて実施計画における確認事項として規定したこと。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。

6. その他

資料：放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化について